

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、グランディハウス株式会社と称し、英文ではGrandy House Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事の設計、施工および監理
2. 建築工法の技術開発およびその指導
3. 宅地の開発、造成ならびに分譲
4. 土木工事の設計、施工および監理
5. 不動産の売買、賃貸借およびその仲介、ならびに不動産の売買、賃貸借の代理
6. 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
7. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、101,692,800株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式等取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式等取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、監査等委員である取締役を除いた取締役を「監査等委員でない取締役」という。）は、15名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から選定する。

- 2 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(非業務執行取締役についての責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

第35条 当社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

- 2 中間配当を行う場合、その基準日は毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 平成27年6月開催の第24回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

以 上